

(趣旨)

第1条 この告示は、各種団体が主催する事業における市の後援名義又は共催名義(以下「後援等名義」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、市としてその実施を支援することをいう。
- (2) 共催 事業の趣旨に賛同し、市が主催団体とともにその実施に参画することをいう。

(申請)

第3条 市の後援等名義を使用しようとする団体は、後援等名義使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。後援等名義の使用の承認を受けた事業の内容に重要な変更があるときも、同様とする。

(承認基準)

第4条 市長は、申請のあった事業が次の各号のいずれにも該当することを審査し、後援等名義使用承認通知書(様式第2号)により申請団体に通知するものとする。

- (1) 主催者が個人でないこと。
- (2) 営利又は売名を目的とするものでないこと。
- (3) 特定の宗教、政党及び労働団体の活動に関連するものでないこと。
- (4) 参加費その他の料金を徴収する事業にあつては、徴収の額及び目的が適正であること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の行政施策に反しないこと。

2 市長は、申請に係る事業が安全対策を施した上で実施されるべきものであるときは、前項の規定による審査を適正に行うため、申請団体に対し、安全対策の計画及び実施に関する資料の提出を求めることができる。

(事業報告)

第5条 市の後援名義を使用した団体は、事業終了後、速やかに後援名義使用事業報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第6条 市長は、次のいずれかに該当するときは、後援等名義の使用の承認を取り消し、その旨を当該承認を受けた団体に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により後援等名義の使用の承認を受けたとき。
- (2) 第4条各号に掲げる要件に該当しないことが判明したとき。
- (3) 承認に係る事業が公序良俗に反することその他社会的な非難を受けるものであるとき。

(事務の処理)

第7条 後援等名義の使用の承認に係る事務は、当該承認に係る事業の内容に密接に関連する事務を分掌する課室において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和6年2月1日告示第50号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日までに改正前の第2条の規定による申請があった場合は、なお従前の例による。